

ねらわれる 自衛隊の海外派兵の拡大



ソマリア周辺に 陸・海・空自衛隊そろい踏み

ソマリア沖海賊対策として、2隻の海上自衛艦の派兵の上に、対潜哨戒機P3C2機と海外派兵部隊としてつくられた中央即応連隊が初めて海外ージブチに派遣されました。C130輸送機、インド洋の補給艦と合わせて、1000人近い陸・海・空自衛隊がソマリア周辺にそろい踏みする状態となっています。

アフガン戦争でのインド洋への自衛艦の派兵、イラク戦争での陸・空自衛隊の派兵と、政府は自衛隊の海外派兵の拡大を執拗にすすめ、今回も「自衛隊派兵ありき」での対応となっています。

海賊対処法

憲法違反を拡大

今、海賊対処法案が参議院で審議されていますが、①これまで自衛隊の派兵は地域と期間を限定していたものをその限定をなくす、②武器使用をこれまでの正当防衛・緊急避難の場合から任務の遂行に拡大する、③軍隊の派兵にも係わらず国会の承認を省き、首相の承認、緊急の場合は報告でよいとした、④他国船舶も保護の対象とし、他国軍隊との連携で、政府がこれまで憲法違反としていた集団的自衛権に道をつけるなど、重大な問題点をもっています。さらに、この法律の先に、自衛隊の海外派兵を一般化する海外派兵恒久法がねらわれ、06年に自民党案がすでにつくられ、08年には与党プロジェクトチームの中間報告も出されています。

海賊は

軍隊では解決できない

各国が昨秋から軍隊を派兵しましたが、4月までの海賊行為は昨年の7割に達し逆に激増しています。海賊対策は警察活動であり、周辺諸国の共同した海上警備活動の向上とソマリアの無政府状態の改善・民生支援こそが求められます。

日本の海上保安庁の技術援助と政府の資金援助で、マラッカ海峡の海賊行為を1割以下に激減させた実績を日本はもっています。その実績をこそ生かすべきであり、明白な憲法違反の海賊対処法案は廃案にすべきです。

